

J R 四 国 労 組 ニ ュ ー ス

令和 5 年 8 月 2 5 日 (N o . 2 / 1) 発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

「ユニオンビジョン2023」実現に向けて 総合労働協約改訂等 交渉スタート！！

2023 年度の契約社員基本賃金改定

- ◎パートナー社員の基本賃金 **4,400** 円上積み！
列車乗務員・アテンダント・事務職等のパートナー社員が対象！
- ◎サポーター社員の基本賃金 **30** 円上積み！
全てのサポーター社員が対象！

J R 四 国 労 組 は、8 月 1 0 日 に 申 し 入 れ た 申 第 1 号「総合労働協約改訂等」、申第 2 号「準組合員（エキスパート社員）の賃金引き上げ」及び申第 3 号「準組合員（契約社員）の賃金引き上げ」について、本日 1 回目の団体交渉を行い、主旨を説明するとともに、一部について会社と議論を行った。



第 1 回目の交渉に臨む団体交渉委員 8 名

J R 四国労組ニュース

令和5年8月25日（No.2/2） 発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

<組合からの申し入れ内容>

申第1号 総合労働協約改訂等について

別紙1 参照

<主な交渉内容>

組 合：新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されるなど、社会活動が平常化に向け回帰するなか、全国旅行支援などの追い風とともにインバウンド需要も戻ってきており、お客様は着実に増加している。各職場で奮闘する組合員は、日夜「安全・安定輸送」を第一義に、災害級の猛暑や大雨などにも屈することなく公共交通機関に働く者「キーワーカー」としての責任感と使命感を持って、全力で業務に取り組んでいる。

「長期経営ビジョン2030」の達成に向け、労働組合の立場からも「ユニオンビジョン2023」を策定し、人財確保をはじめとする各種課題解決を通じ、JR四国グループが将来にわたり社会的使命を果たし続けるとともに、組合員や家族にとっても明るい将来展望を切り拓くべく取り組んできた。組合員が将来に向けて高い意欲を持って働き続けるためには、労働時間の短縮をはじめとする制度改善に向けた取り組みは必要不可欠であると考え、今回要求した各項目について、真摯な対応と議論を要請する。

※要求項目に関する主な発言

- ・ 55歳以降の基本賃金水準について、現行の水準（81%）は定年が60歳に移行した時代の名残である。現在55歳といえ、職責もピークとなる時期であり、また晩婚化等ふまえると家庭での出費も必要な時期だといえる。将来的な定年年齢引き上げも見据え、新たな制度の構築に向けた検討が求められる。
- ・ これまでも求めてきた各種監督業務、指令業務、見習いを付けて教育を行う場合などに対する手当の新設とともに、企画・管理業務を行う本社勤務者に対しても改善を求める。特に、指令員として働く本社組合員については、同様の業務を行う現場組合員と違って業務手当が支給されない上に、勤務体系から半休等の取得が不可能であることなど、本社勤務としての柔軟な働き方も選択できないことから、改善を強く求める。
- ・ 地元志向が強くなっており、転勤も離職の要因の一つと考察される。優秀な人財確保の観点から、エリア採用の導入や、向上心を持ってキャリアを選択できる社内FA制度を導入されたい。
- ・ 休職等の制度が整備されている一方で、要員が逼迫していることなどから、取得をためらうケースがある。要員整備、業務の割り振り等休職の取得が行いやすい職場環境づくりを求める。

J R 四 国 労 組 ニ ュ ー ス

令和 5 年 8 月 2 5 日（N o 2 / 3） 発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

- ・ 女性組合員が増えるなか、職場によっては休憩室等の設備がなく配属できない職場があるので改善されたい。また、すでに女性がいる職場においては、女性特有の悩み等相談できる様、フォアマンや管理者の配置を促進するなど、女性が働きやすい環境整備を求める。
- ・ 本人申請による在宅勤務制度について、現在適用箇所が限定されているため、箇所の拡大や要件の緩和を求めるとともに、共働き家庭が増加することなどをふまえ、個々の事情に応じた働き方を選択できるようフレックスタイム制度や時間単位の年次有給休暇制度を導入されたい。
- ・ エキスパート組合員について、業務負荷が社員と変わらないことを加味し、期末手当の係数を撤廃されたい。
- ・ 教育する負担をふまえれば、契約社員が社員を見習いにつけて教える場合は手当を支給するべき。

会 社：会社の体力、貴側の要求主旨をふまえ、今後鋭意検討していく。

なお、第 1 回目の交渉においては、乗務員の拘束時間の短縮について議論を行った。

○ 乗務員行路の拘束時間の短縮について

組 合：乗務員においては、所定労働時間確保のために拘束時間が長時間となり、離職の大きな要因の一つと考える。列車速度・列車本数等を加味し、乗務員行路における拘束時間の短縮を求める。

会 社：乗務員については、列車体系が行路作成に大きく委ねられる。特に、列車乗務員は朝夕のピークに対して日中の列車が少ないため、行路作成に制約がある。従って、列車体系が重要といえるが、輸送需要の見通しなどについて、結論が出ていない。現在、あるべき列車体系を勉強しているところ。

<組合からの申し入れ内容>

申第 2 号 2023 年度準組合員（エキスパート社員）の賃金引き上げについて

別紙 2 参照

申第 3 号 2023 年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げについて

別紙 3 参照

<会社回答>

- ・ エキスパート社員の基本賃金については、世間の動向や会社の厳しい経営状況を勘案した結果、今年度の改定は行いません。
- ・ 契約社員の基本賃金については、パートナー社員（月給適用者）の基本賃金の改定及びサポーター社員の基本賃金の改定を別紙のとおり行う。
(別紙 4 参照)

J R 四国労組ニュース

令和5年8月25日（No.2／4終）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

＜主な交渉内容＞

組 合： 昨年の賃金改定は一部の職種のみを対象に実施されたが、職種間の較差などをふまえると全体的に実施すべきと主張した。今回の改定は組合員がいる職種については全て対象となったので、我々の主張が届いたと認識している。今回は最低賃金の引き上げにより、改定が行われたが、組合としては、業務内容をふまえた賃金体系を構築すべきと考える。

会 社： 最低賃金の引き上げを考慮したが、地場の水準や各職種における定着率をふまえて判断している。今後もそれらの水準を勘案し、長く働き続けられる処遇を検討していく。今回は、貴側の主張も受け止めたうえで、一律の引き上げとした。

組 合： 一方で、エキスパート組合員は、会社の中でそれまで培ってきた知識を活用し、管理者であったり、後進の育成を行うなど、社員同様非常に大きい存在であると考えている。今春、ベースアップがあったものの、今回も改定をおこない勤労意識の高揚を図るべきではないか。

会 社： エキスパート社員に対する回答は、世間動向や厳しい経営状況に鑑み判断したもの。

交渉終了後、業務対策委員会を開催し検討した結果、「準組合員の賃金引き上げ」については、一部であるが改善が図られたことから、本日17時に妥結した。

また、「総合労働協約改訂等」については、引き続き交渉を強化することを確認した。

以上

四国旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 西牧 世博 殿

四国旅客鉄道労働組合
執行委員長 大谷 清

総合労働協約改訂等についての申し入れ

ＪＲ四国労組は「長期経営ビジョン２０３０」の達成に向け、労使一丸となって支援策の最大限の活用と経営自立にむけた各種施策を推進するとともに、労働組合の立場からも「ユニオンビジョン２０２３ 私たちが考える『持続可能なＪＲ四国グループをつくる人財確保』」を提起し、組合員にとって明るい将来展望を切り拓くべく取り組んできた。ＪＲ四国グループが社会的使命を果たし続けるためには、組合員のモチベーション維持・高揚を図る必要があり、「労使共同宣言」の理念に基づいた健全な労使関係のもと、組合員が将来に向けて高い意欲を持って働き続けられるため、労働時間の短縮をはじめとする制度改善に向けた取り組みは必要不可欠である。

よって、総合労働協約改訂等について下記のとおり申し入れるので、誠意ある回答をされたい。

記

【労使間の取り扱いに関する協約】

- 第９条（専従者の選任）第２項を次のとおり改正されたい。（下線部分修正）
前項に定める組合業務専従者（以下「専従者」という。）の数は、毎年９月１日現在の当該労働組合の社員である組合員数を基礎に組合と会社が協議し決定する。
- 第１７条（掲示内容）第１項の「政治活動を目的とし」を削除されたい。

【労働条件に関する協約】

〔人事関係〕

- 第２０条（休職事由）に、資格取得等を目的とした自己啓発や家庭事情などに柔軟に対応できる休職制度を新設されたい。
- 第５２条（定年）第２項の退職日は、定年に達する月の属する年度末とされたい。
- 高年齢者雇用安定法（７０歳就業法）への対応方を明らかにするとともに、定年年齢を６５歳まで引き上げるなど、社会環境や社会情勢の変化に応じた勤務制度を整備されたい。
- 優秀な人材確保を行う上で地域に根ざした人材の確保（エリア採用）や、入社後の希望勤務エリアを選択できる多様な採用・勤務形態を構築し、組合員が入社から定年退職まで安心して働き続けられる制度とされたい。
- 組合員が向上心を持って能力を最大限発揮できるようキャリア転換制度の拡充や社内ＦＡ制度等を創設されたい。

〔勤務関係〕

- 労働時間短縮についての実施計画を明らかにされたい。
- １日平均労働時間を短縮されたい。
- 列車乗務員及び動力車乗務員における行路拘束時間を短縮されたい。
- 年間総労働時間のさらなる短縮に向け、年間休日数を増やされたい。

- 10 36協定における時間外労働時間を抑制・平準化させるとともに、月45時間以上を超えた場合の割増率を増額されたい。
- 11 組合員の多様な働き方を実現するため、在宅勤務制度の対象範囲を拡大し利用回数の上限を緩和するとともに、フレックスタイム制度を導入されたい。
- 12 昇職・昇格試験の二次試験受験は勤務とされたい。
- 13 育児短時間勤務制度の適用勤務種別を拡大されたい。
- 14 年次有給休暇の採用時の付与日数を増付与し、総日数20日までの到達期間を短縮するとともに、サポート休暇の付与日数を増付与されたい。
- 15 半休制度の適用勤務種別を拡大させるとともに、半休制度が適用されない職種に従事する者には有給休暇を増付与するなど、職種間による不公平感を緩和されたい。
- 16 年次有給休暇が時間単位で取得できる制度を新設されたい。
- 17 保存休暇の適用範囲を次の通り改善されたい。
 - (1) 私傷病による場合は「4日以上継続する場合」の条件を削除し、必要な日
なお、その場合の事由証明に必要な書類に「医療機関の領収書、処方箋の写し」を追加されたい。
 - (2) 人間ドック・定期健康診断で再検査となった場合、検査受診するための必要な日
 - (3) 中学校就学の始期に達するまでの子の学校行事等に出席する場合の必要な日
 - (4) SASに関わる検査・診察・治療等にかかる必要な日
- 18 次の各項目を有給休暇とされたい。
 - (1) 厚生労働省、医師などの指導により、隔離の状態となった場合
 - (2) 配偶者の出産又は出産に伴う入退院等に付き添う場合
 - (3) 不妊治療を受ける場合及び配偶者の不妊治療に付き添う場合に要する日
 - (4) 国及び公共団体等が行うボランティア活動に参加する場合
 - (5) 看護休暇及び介護休暇
 - (6) 国・自治体等が実施するワクチン接種に要する日、及びその副反応による健康被害が生じた日
 - (7) 勤続10年が経過する毎にリフレッシュのための有給休暇が取得できる制度を新設されたい。
- 19 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等に感染し出勤することが困難な場合の休暇制度を新設されたい。
- 20 第86条第1項第2号「忌引による場合」の日数を次のとおり改善されたい。
 - (1) 姻族一親等直系尊属（父母）の葬祭執行において喪主となる場合は7日
 - (2) 姻族二親等直系尊属（祖父母）3日
- 21 組合員が休職を取得しやすい職場環境づくりに努めるとともに、休職から復職する組合員が、不安なく早期に職場復帰できる支援体制を拡充されたい。

〔賃金関係〕

- 22 第151条（基本給）55歳以上の基本給支給率を改善するとともに、その適用は55歳に達する年の、翌年度からとされたい。あわせて、65歳定年制度導入を見据えた新たな人事賃金制度の構築に向けた検討を行われたい。
- 23 扶養手当を増額するとともに、第168条（扶養手当の範囲）第7号「重度心身障害者」の下線部分を削除されたい。
- 24 単身赴任手当を増額されたい。
- 25 第171条（通勤手当支払条件及び範囲）において、自転車等を利用して通勤する場合の一利用区間の距離「2km以上」を緩和するとともに、支払額を見直しされたい。
- 26 職務手当・技能手当・業務手当の拡充及び資格別点数表による資格等を有する者の対象職種や対象資格等支払基準等の拡大、並びに支払額を改善するとともに、業務上必要な資格にかかる取得費用及び更新費用を会社負担とされたい。（各種技術指導や工事監督、指令業務、信号扱い業務、見習いを付けて教育をする者、軌陸車等の特殊作業車運転業務、大型車以外の長時間運転業務、企画・管理業務、2級土木施工管理技士や2級建築士、動力車乗務員のDC・EC複数免許所持者等）
- 27 職務手当と技能手当の併給不可を改善されたい。
- 28 乗務員手当（深夜額・時間加給（ワンマン含）・キロ加給）を増額されたい。
- 29 列車と接触した鹿・猪等の屍体の処理及び清掃に対する手当を新設されたい。

- 30 夜間特殊業務手当と交代制等勤務手当の併給不可を改善されたい。
- 31 第224条第1項に定める、超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の1時間当たり単価を次のとおり改正されたい。
- (1) B単価 100分の150
 - (2) C単価 100分の50
 - (3) F単価 100分の200
- 32 出向特別手当を増額されたい。
- 33 第2基本給をはじめ、退職手当制度の見直しを図られたい。
- 34 退職手当支給に対する勤続期間に育児休職及び介護休職期間を含められたい。
- 35 通常列車を利用して通勤している者が、災害等により列車通勤が困難になり「自転車等」を利用して通勤した場合、燃料費等の実費を補償されたい。

〔安全及び衛生関係〕

- 36 定期健康診断受診は前期・後期とも勤務時間とされたい。
- 37 SASに係わる検査・診察など、受診に要する日は勤務とし、治療中に要する費用（治療器具レンタル代、月約5,000円・保険適用）は会社負担とされたい。
- 38 人間ドック受診対象年齢を引き下げるとともに、脳ドック等のオプション検診について補助をされたい。

〔福利・厚生関係〕

- 39 女性組合員が働きやすいよう、女性用設備の整備及び拡充を図るとともに、女性組合員が在籍する職場には女性管理者（フォアマン）を配置されたい。
- 40 接客業務従事者（駅・列車乗務員、動力車乗務員）に、接客用長袖ワイシャツを貸与されたい。また、新規配属者に対する制服貸与枚数（特に盛夏衣）を増貸与されたい。
- 41 組合員に貸与する被服類については、ズボン・スカートの選択制を導入されたい。
- 42 女性接客業務従事者が着用する制帽を、洗濯ができる形状の物に変更されたい。
- 43 強い日差しや紫外線から目を守る観点から遮光めがねを貸与されたい。
- 44 社宅退去時の修繕費用を廃止されたい。
- 45 住宅補助金（持家・賃貸）を増額するとともに、会社寮に入居できず、借り上げ住戸に入居する者に対する支援措置を拡充されたい。
- 46 組合員が転勤により賃貸物件の契約を解除する際、契約期間によって発生する違約金を会社負担とされたい。
- 47 通勤における特急列車の乗車特認について、承認範囲及び特例条件をさらに緩和し、希望する者に対して特急列車の乗車特認を適用されたい。
- 48 購入券を増付与されたい。
- 49 帰省等補助金の支給対象を緩和し、帰省先が勤務箇所の県外となる場合は支給されたい。
- 50 インフルエンザの予防接種費用補助を増額するとともに、家族への対象拡大や各地区においての接種機会を拡大されたい。
- 51 社員間のコミュニケーション活性化に向けた補助制度を新設されたい。
- 52 組合員の治療と仕事の両立支援に向けた制度を構築されたい。
- 53 奨学金返済にかかる組合員の心理的・経済的負担軽減のため、奨学金返還支援制度を新設されたい。

【準組合員（エキスパート社員）の労働条件に関する協約】

〔勤務関係〕

- 1 1日平均労働時間を短縮されたい。
- 2 列車乗務員及び動力車乗務員における行路拘束時間を短縮されたい。
- 3 年間総労働時間のさらなる短縮に向け、年間休日数を増やされたい。
- 4 短日数勤務制度の適用職種を拡大されたい。
- 5 列車乗務員にエキスパート社員向け行路及び交番を新設されたい。

- 6 準組合員の多様な働き方を実現するため、在宅勤務制度の対象範囲を拡大し利用回数の上限を緩和するとともに、フレックスタイム制度を導入されたい。
- 7 半休制度の適用勤務種別を拡大させるとともに、半休制度が適用されない職種に従事する者には有給休暇を増付与するなど、職種間による不公平感を緩和されたい。
- 8 年次有給休暇が時間単位で取得できる制度を新設されたい。
- 9 保存休暇の使用範囲を、組合員要求項目に準じ拡大されたい。
- 10 有給休暇の対象項目を組合員と同様にされたい。

〔賃金関係〕

- 11 通勤手当支払条件及び範囲において、自転車等を利用して通勤する場合の一利用区間の距離「2km以上」を緩和するとともに、支払額を見直しされたい。
- 12 職務手当・技能手当・業務手当の拡充及び資格別点数表による資格等を有する者の対象職種や対象資格等支払基準等の拡大、並びに支払額を改善するとともに、業務上必要な資格にかかる取得費用及び更新費用を会社負担とされたい。（各種技術指導や工事監督、指令業務、信号扱い業務、見習いを付けて教育をする者、軌陸車等の特殊作業車運転業務、大型車以外の長時間運転業務、企画・管理業務、2級土木施工管理技士や2級建築士、動力車乗務員のDC・EC複数免許所持者等）
- 13 職務手当と技能手当の併給不可を改善されたい。
- 14 乗務員手当（深夜額・時間加給（ワンマン含）・キロ加給）を増額されたい。
- 15 夜間特殊業務手当と交代制等勤務手当の併給不可を改善されたい。
- 16 超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の1時間当たり単価を次のとおり改正されたい。
 - (1) B単価 100分の150
 - (2) C単価 100分の50
 - (3) F単価 100分の200
- 17 第99条の6に定める期末一時金の係数（0.4）を撤廃されたい。
- 18 住宅補助金及び扶養手当を支払われたい。あわせて期末一時金は、扶養手当を加えた金額を基礎額として基準額を算定されたい。
- 19 慰労金を増額するとともに、雇用期間に応じた慰労金を支給するよう改善されたい。
- 20 通常列車を利用して通勤している者が、災害等により列車通勤が困難になり「自転車等」を利用して通勤した場合、燃料費等の実費を補償されたい。

〔安全及び衛生関係〕

- 21 定期健康診断受診は前期・後期とも勤務時間とされたい。
- 22 SASに係わる検査・診察など、受診に要する日は勤務とし、治療中に要する費用（治療器具レンタル代、月約5,000円・保険適用）は会社負担とされたい。

〔福利・厚生関係〕

- 23 接客業務従事者（駅・列車乗務員、動力車乗務員）に、接客用長袖ワイシャツを貸与されたい
- 24 準組合員に貸与する被服類については、ズボン・スカートの選択制を導入されたい。
- 25 女性接客業務従事者が着用する制帽を、洗濯ができる形状の物に変更されたい。
- 26 強い日差しや紫外線から目を守る観点から遮光めがねを貸与されたい。
- 27 通勤における特急列車の乗車特認について、承認範囲及び特例条件をさらに緩和し、希望する者に対して特急列車の乗車特認を適用されたい。
- 28 インフルエンザの予防接種費用補助を増額するとともに、家族への対象拡大や各地区における接種機会を拡大されたい。
- 29 準組合員の治療と仕事の両立支援に向けた制度を構築されたい。

【準組合員（契約社員）の労働条件に関する協約】

〔勤務関係〕

- 1 1日平均労働時間を短縮されたい。

- 2 列車乗務員及び動力車乗務員における行路拘束時間を短縮されたい。
- 3 年次有給休暇及びサポート休暇の取り扱いを組合員と同様にされたい。
- 4 有給休暇の対象項目を組合員と同様にされたい。
- 5 契約社員に見習い教育手当を新設されたい。
- 6 準組合員が休職から復職する際、不安なく早期に職場復帰できる支援体制を拡充されたい。

〔賃金関係〕

- 7 通勤手当支払条件及び範囲において、自転車等を利用して通勤する場合の一利用区間の距離「2km以上」を緩和するとともに、支払額を見直しされたい。
- 8 超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の1時間当たり単価を次のとおり改正されたい。
 - (1) B単価 100分の150
 - (2) C単価 100分の50
 - (3) F単価 100分の200
- 9 無期雇用契約に転換した準組合員の退職金（慰労金）制度を新設されたい。
- 10 通常列車を利用して通勤している者が、災害等により列車通勤が困難になり「自転車等」を利用して通勤した場合、燃料費等の実費を補償されたい。

〔安全及び衛生関係〕

- 11 定期健康診断受診は前期・後期とも勤務時間とされたい。

〔福利・厚生関係〕

- 12 女性組合員が働きやすいよう、女性用設備の整備及び拡充を図るとともに、女性組合員が在籍する職場には女性管理者（フォアマン）を配置されたい。
- 13 準組合員に貸与する被服類については、ズボン・スカートの選択制を導入されたい。
- 14 女性接客業務従事者が着用する制帽を、洗濯ができる形状の物に変更されたい。
- 15 強い日差しや紫外線から目を守る観点から遮光めがねを貸与されたい。
- 16 会社寮に入居できず、借り上げ住戸に入居する者に対する支援措置を拡充されたい。
- 17 無期雇用契約の準組合員（契約社員）は、財形貯蓄及び確定拠出年金制度の対象とされたい。
- 18 インフルエンザの予防接種費用補助を増額するとともに、家族への対象拡大や各地区においての接種機会を拡大されたい。
- 19 準組合員の治療と仕事の両立支援に向けた制度を構築されたい。

以 上

J R 四国労組申第2号
2023年8月10日

四国旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 西牧 世博 殿

四国旅客鉄道労働組合
執行委員長 大谷 清

2023年度準組合員（エキスパート社員）の賃金引き上げについて

J R 四国労組は、厳しい経営環境を認識しつつも、日々「安全・安定輸送の継続」と収入確保に取り組んでいる準組合員の努力に報いるため、また可処分所得の目減りに歯止めをかけるべく「賃金の引き上げ」は重要であると認識しています。

よって、2023年10月1日以降の準組合員（エキスパート社員）の賃金引き上げについて、下記のとおり申し入れます。

記

- 1 賃金引き上げについて
エキスパート社員の基本賃金を、一人当たり3%の原資をもって引き上げられたい。
- 2 実施日
2023年10月1日とされたい。

以 上

J R四国労組申第3号
2023年8月10日

四国旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 西牧 世博 殿

四国旅客鉄道労働組合
執行委員長 大谷 清

2023年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げについて

2023年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げについて、下記のとおり申し入れます。

記

1 賃金引き上げについて

- (1) 契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金を、一人当たり3%の原資をもって引き上げられたい。
- (2) 契約社員（時給適用者）の時間給額を、一人当たり50円引き上げられたい。

2 実施日

2023年10月1日とされたい。

以 上

2023 年度の契約社員基本賃金の改定について

2023 年 8 月

J R 四 国

標題については以下のとおりとする。

1 パートナー社員の基本賃金の改定

基本賃金を次表のとおり改める。

職種等	現行		改定		増加額
	基本賃金	号俸	基本賃金	号俸	
事務職等	145,150 円	26	149,550 円	34	4,400 円
販売センター	146,800 円	29	151,200 円	37	4,400 円
ワープ支店等（四国）	146,800 円	29	151,200 円	37	4,400 円
ワープ支店等（大阪）	171,550 円	74	175,950 円	82	4,400 円
駅勤務者（事務）	145,150 円	26	149,550 円	34	4,400 円
列車乗務員	153,400 円	41	157,800 円	49	4,400 円
動力車乗務員	161,650 円	56	166,050 円	64	4,400 円
アテンダント	151,200 円	37	155,600 円	45	4,400 円
客室乗務員	146,800 円	29	151,200 円	37	4,400 円

2 サポーター社員の基本賃金の改定

(1) 基本賃金を次表のとおり改める。

職 種 等	区 分	基本賃金		エリア
		現行	改定	
駅及びワープ 支店勤務者等	S ランク	960 円	990 円	予讃線（高松～鬼無）、高德線（高松～屋島）
	特 A ランク	940 円	970 円	予讃線（端岡～丸亀・松山）、 高德線（佐古～徳島）
	A ランク	910 円	940 円	予讃線（讃岐塩屋～今治）、 土讃線（多度津～讃岐財田・高知）、 高德線（古高松南～吉成）、鳴門線
	B ランク	890 円	920 円	予讃線（波止浜～三津浜・市坪～伊予市）
	C ランク	870 円	900 円	予讃線（向井原～宇和島）、内子線、 土讃線（坪尻～薊野、入明～窪川）、 予土線、徳島線（蔵本～佃）、 牟岐線（阿波富田～阿波海南）
アテンダント		950 円	980 円	
事務職等		900 円	930 円	

(2) その他

ゆうゆうアンパンマンカースタッフについては適用予定が無いので廃止する。

3 実施時期

2023 年 10 月 1 日から実施する。

4 その他

契約基本賃金の改定に伴い採用時の契約基本賃金を改定するとともに、該当職種等に属する現行の契約社員についても、増加額を契約基本賃金に上積みするものとする。

なお、1 に示す職種以外のパートナー社員（月給適用者）については、今年度の契約基本賃金の改定は行わない。

以 上